

2020年12月30日

「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」の取扱期間延長について

新型コロナウイルスの感染症拡大により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 筑邦銀行（頭取 佐藤 清一郎）では、新型コロナウイルスの感染症拡大により影響を受けられたお客さまへの支援を目的として、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」の取扱いを行っております。

このたび、現在のコロナ禍の状況を鑑みて、上記「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」の取扱期間を延長しますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱期間の延長

（変更前） 2020年3月3日（火）～ 2020年12月30日（水）

（変更後） 2020年3月3日（火）～ 2021年3月31日（水）

（状況を勘案し、延長等を検討します）

2. 新型コロナウイルス感染症対応特別融資の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症拡大により直接的、間接的に影響を受けられた法人および個人事業主
資金使途	新型コロナウイルス感染症発生の影響による事業維持・継続に必要な資金
ご融資金額	定めなし
ご融資期間	10年以内（据置1年以内）
ご融資利率	当行所定の金利
ご返済方法	元金均等返済または元利均等返済
取扱店	全店

※ 審査結果により、ご希望に添えないことがございますので予めご了承ください。

詳細につきましては、筑邦銀行の各支店窓口までお問い合わせください。

以 上